さいたま市告示第１６８２号

地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２及び　　ま市市税条例（平成１３年さいたま市条例第６７号）第７条の規定により、公示送達をする。

令和８年１１月４日

さいたま市長　清　水　勇　人

１　送達すべき書類を特定するために必要な情報

財北納第８４１２号

２　送達を受ける者の氏名・名称

有限会社　勝俣設備工業

３　その他

⑴　送達をする書類はさいたま市長が保管し、送達を受ける者が請求したときはいつでも交付する。

⑵　公示をした日から起算して７日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

４　連絡先

⑴　担当　さいたま市役所　財政局　北部市税事務所　納税課

⑵　電話　０４８（６４６）３０４５